官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則（最高裁九）　一
〔法規的告示〕
○銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件（金融庁一九）　一
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（同二〇）　二
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一四四～一四六、一四八、一四九）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一四七）　四
○農薬を登録した件（農林水産七〇〇、七〇一）　五
○農薬の登録が失効した件（同七〇二）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一七五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　財務省　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
保障契約証明書の無効について（中国運輸局）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三〇
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月十四日

最高裁判所

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項を次のように改める。

十五	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 企業価値担保権実行事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件

別表第二の一の項中「民事特別上告受理申立て事件」を「民事上告受理申立て事件」に改める。

附　則

この規則は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○金融庁告示第十九号

ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社が令和八年三月二十六日付けで株式会社ＳＢＩ新生銀行を子会社とする持株会社でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第三項の規定によりＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社に対する同法第五十二条の十七第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第二十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、令和八年三月二十六日から適用する。

令和八年五月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　令第十七条の三第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次に掲げる銀行持株会社に係る同条第一項各号に定める金融庁長官の権限とする。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社	**第四条**　［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社	［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十五年１月１日から適用する。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社	［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○財務省告示第百四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　国庫短期証券（第1372回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,596,170,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,003,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,588,350,968,350円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,001,617,738,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年４月６日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭２厘６毛
12　償　還　期　限	令和８年７月６日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年４月６日

○財務省告示第百四十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1373回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,988,070,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で811,900,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,973,732,955,900円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	808,002,880,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年４月10日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円51銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円52銭
12　償　還　期　限	令和８年10月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年４月10日

○財務省告示第百四十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1374回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,559,040,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,040,900,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,551,327,425,700円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,038,644,369,700円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年４月13日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭３厘３毛
12　償　還　期　限	令和８年７月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年４月13日

○財務省告示第百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1375回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,321,710,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で678,200,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,296,292,519,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	670,773,710,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年４月20日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円90銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円90銭５厘
12　償　還　期　限	令和９年４月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年４月20日

○財務省告示第百四十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月二十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1376回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,589,570,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,010,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,582,175,118,750円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,008,318,576,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年４月20日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭２厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭４厘
12　償還期限	令和８年７月21日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年４月20日

○財務省告示第百四十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1377回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,529,690,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,070,300,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,522,882,028,250円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,068,235,391,300円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年４月27日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭２厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭７厘１毛
12　償還期限	令和８年７月27日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年４月27日

○農林水産省告示第七百号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年三月三十日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年五月十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25023	シクロピラニル粒剤	くさわけ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
25024	シクロピラニル水和剤	くさわけフロアブル	〃

○農林水産省告示第七百一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年四月八日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年五月十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25025	イソチアニル水和剤	レアフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
25026	シクロピラニル粒剤	よあけ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
25027	シクロピラニル水和剤	よあけフロアブル	〃
25028	シクロピラニル粒剤	よあけジャンボ	〃

25029	シクロピラニル粒剤	よあけ２５０ＦＧ	〃
25030	シクロピラニル水和剤	ぞっこんフロアブル	〃
25031	シクロピラニル・ジメスルファゼット・プロピリスルフロン粒剤	かみわざＺ１キロ粒剤	〃
25032	シクロピラニル・ジメスルファゼット・プロピリスルフロン水和剤	かみわざＺフロアブル	〃
25033	シクロピラニル・ジメスルファゼット・プロピリスルフロン粒剤	かみわざＺジャンボ	〃
25034	シクロピラニル・ジメスルファゼット・プロピリスルフロン粒剤	かみわざＺ２５０ＦＧ	〃
25035	シクロピラニル・テフリルトリオン粒剤	はくたか１キロ粒剤	〃
25036	シクロピラニル・テフリルトリオン水和剤	はくたかフロアブル	〃
25037	シクロピラニル・テフリルトリオン粒剤	はくたかジャンボ	〃
25038	シクロピラニル・テフリルトリオン粒剤	はくたか２５０ＦＧ	〃
25039	シクロピラニル・ジメスルファゼット・ジメタメトリン粒剤	ハナビシ１キロ粒剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
25040	シクロピラニル・ジメスルファゼット・ジメタメトリン水和剤	ハナビシフロアブル	〃

○農林水産省告示第七百二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年五月十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年２月５日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21086	シアナミド液剤	ヒットα１３	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号　デンカ株式会社　代表取締役　石田郁雄
21087	シアナミド液剤	ヒットα１０	〃

令和８年２月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23443	展着剤	ステッケル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和８年２月12日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17535	マシン油・有機銅水和剤	アルタベールフロアブル	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸

令和８年２月13日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15299	ベンジルアミノプリン塗布剤	塗布用ベアニン	東京都台東区東上野四丁目８番１号　株式会社理研グリーン　代表取締役社長　篠原卓朗

令和８年２月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23043	ターバシル・ＤＢＮ粒剤	ネコソギワイド粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23445	テブチウロン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ネコソギエースＴＸ粒剤	〃
23881	ヘキサジノン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ネコソギエースＶ２粒剤	〃

令和８年２月19日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19942	グルホシネート・フラザスルフロン水和剤	ツバサ顆粒水和剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩

令和８年２月20日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21452	グルホシネート・メトリブジン・ＤＣＭＵ粉粒剤	クサノンＱ微粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫

令和８年２月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
13974	有機銅粒剤	キノンドー粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　山本修
15024	ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	カッター粒剤	〃
16837	コリン液剤	サンキャッチ液剤３０Ｓ	〃
17902	シハロトリン・ジフルベンズロン水和剤	ビリーブ水和剤	〃
19669	有機銅・ＴＰＮ水和剤	シトラーノフロアブル	〃
20348	イミノクタジンアルベシル酸塩・フェンヘキサミド水和剤	ダイマジン	〃
19668	有機銅・ＴＰＮ水和剤	ＳＤＳシトラーノフロアブル	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　竹田正俊

令和８年２月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24373	イマゾスルフロン・ピリミノバックメチル・フェンキノトリオン粒剤	トータルパワー１キロ粒剤	大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号　住化農業資材株式会社　代表取締役　長田伸一郎
24374	イマゾスルフロン・ピリミノバックメチル・フェンキノトリオン粒剤	トータルパワージャンボ	〃
24375	イマゾスルフロン・ピリミノバックメチル・フェンキノトリオン水和剤	トータルパワーフロアブル	〃

令和８年２月27日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18531	塩酸レバミゾール液剤	ホドガヤセンチュリーエース注入剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
19574	ＤＣＭＵ粉粒剤	家庭園芸用ダイロン微粒剤	〃
21132	テブチウロン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	マスタリーＴ粒剤	〃
21289	ターバシル・ＤＢＮ粒剤	グラスジャックＳ粒剤	〃
23880	ヘキサジノン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ワイドウェイＶ２粒剤	〃

○関東地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・四・十八号高崎前橋線

三　事業施行期間　自令和八年五月十四日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市江木町字高崎沖、字高田及び字諏訪西並びに芝塚町地内

使用の部分　群馬県高崎市江木町字諏訪西地内

国会事項

衆議院

議案送付

五月十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

質問書提出

五月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在日米軍基地から排出されたＰＣＢ含有機器の処理と「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」改正案に関する質問主意書（辰巳孝太郎提出）

参議院

議事日程

五月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

令和八年五月十三日（水曜日）

午前十時開議

第一　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（閣法第四九号）

答弁書受領

五月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出ＥＶバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問に対する答弁書（第三八号）

参議院議員石垣のりこ提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対する答弁書（第三九号）

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問に対する答弁書（第四〇号）

報告書提出

五月十二日委員長から次の報告書を提出した。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）審査報告書

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　池田　剛治

（同）同　田中　歩

（同）同　田沼未来葵

（同）同　米田　慶司

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）

（同）同　金澤　圭真

（同）同　周崎　海里

（同）同　林　龍太郎

（同）同　森　瑠衣

横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　安宅　美結

（同）同　熊谷　駿

（同）同　根本　真琴

（同）同　堀川　千里

さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　片山　寛斗

（同）同　津村　浩太

（同）同　松尾　美咲

（同）同　山野内晴菜

千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　安藤　星也

（同）同　伊藤　優

（同）同　篭橋　杏子

（同）同　柏木　藍海

（同）同　木村　由治

（同）同　小谷　達哉

（同）同　齋藤美有紀

（同）同　中村　海斗

（同）同　旗本　威風

（同）同　古山　奈生

（同）同　保木本晃正

（同）同　森山　美結

（同）同　吉賀　結美

大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　相場　遥人

（同）同　荒木　杏奈

（同）同　山浦　元気

（同）同　山崎　天

京都地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　草野　和花

（同）同　近藤　龍彦

（同）同　星　和華子

（同）同　増田　耀

神戸地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　荒井　柚南

（同）同　加納　知佳

（同）同　児玉　悠真

（同）同　鈴木　邑奈

（同）同　田中茉友子

（同）同　松永　直樹

（同）同　谷田部洋輝

（同）同　吉岡　爽乃

名古屋地方検察庁検事に配置換する（各通）

（同）同　上野　佳穂

（同）同　大野　響弓

（同）同　福田　廉

（同）同　堀　優香子

（同）同　松元　悠人

（同）同　山口　陽大

（同）同　吉田慎太郎

福岡地方検察庁検事に配置換する（各通）（以上五月九日）

○定年退官

小倉区検察庁副検事田代和彦は、検察庁法第二十二条第一項の規定により五月七日限り定年退官

財務省

日本銀行理事に任命する（五月九日）

藤田　研二

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小海　隆則

前橋家庭裁判所判事に補する

前橋家庭裁判所長を命ずる

前橋簡易裁判所判事に補する（四月十八日）

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　藤岡　淳

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　間　史恵

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上四月二十日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事西理香は四月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウガンダ大統領ヨウェリ・カグタ・ムセベニ閣下の大統領再任につき、五月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月十四日

中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
WR－CG－26－000029 BK－CG－26－000014	第三天正丸	140896	日本	令和八年一月三十日	令和八年四月十五日

法務

公証人任免

青沼潔は公証人に任命され、東京法務局所属公証人森隆志の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人森隆志は役場を設置すべき地を東京都中央区に変更指定された。

千川亜紀は公証人に任命され、前橋地方法務局所属元公証人棚橋哲夫の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人田玉修一は願により公証人を免ぜられた。

五社浩幸は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人田玉修一の後任を命ぜられた。

池邊光彦は公証人に任命され、静岡地方法務局所属元公証人藤原俊二の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人星野敏は願により公証人を免ぜられた。

後藤知宏は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人星野敏の後任を命ぜられた。

高松法務局所属公証人穴澤太市は願により公証人を免ぜられた。

大久保健司は公証人に任命され、高松法務局所属公証人穴澤太市の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）

公　　告

諸事項

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年５月14日

中国経済産業局長　林　揚哲

名称	株式会社広島銀行
本店の所在地	広島県広島市中区紙屋町一丁目３番８号
登録番号	中国（個）第７号－５
営業廃止年月日	令和８年４月１日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

１　決定年月日　令和８年４月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１８号
名古屋市中村区名駅４丁目２４番８号
清算株式会社　株式会社トラストライズ
１　決定年月日　令和８年４月２４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南久宝寺町二丁目６番２号
清算株式会社　船場管理株式会社
代表清算人　北原　敬之
１　決定年月日　令和８年４月24日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　弁済及び免除
１　清算株式会社は、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、別紙弁済額一覧表記載の協定債権者に対し、別紙弁済額一覧表の「弁済額」記載の金員を弁済する。本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙弁済額一覧表記載の協定債権額（元本）に利息及び遅延損害金を加えた額から弁済額を控除した残額を免除する。
第２　残余財産発見時の追加配当
第１・１の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額（元本）の割合に応じて弁済する。この場合、第１・２の規定による各残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００００１号
仙台市若林区鶴代町４番12号
清算株式会社　株式会社ワールドフジ
代表清算人　平尾　訓

破産債権の届出期間及び一般調査期日

更生計画認可

令和７年（ミ）第２号

大阪市中央区大手前一丁目７番31号ＯＭＭビル16階

更生会社　株式会社タガヤス

１　決定年月日　令和８年４月23日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

【凡例】

更生会社：更生会社株式会社タガヤス

本更生手続：更生会社に対する更生手続（大阪地方裁判所令和７年（ミ）第２号）

更生裁判所：本更生手続が係属する裁判所

更生手続開始決定日：令和７年５月15日（「開始決定日」という場合がある。）

管財人：更生会社管財人山本幸治

優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

一般更生債権：更生債権のうち優先的更生債権及び約定劣後更生債権を除いた債権

元本等更生債権：確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日の前日までの利息及び損害金の請求権

開始後利息等：開始決定日後の利息及び損害金

延滞金等：延滞金、延滞税及び利子税

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　業務及び財産の状況（省略）

第３章　更生計画案の基本方針と骨子（省略）

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額を、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権（租税等の請求権）

１　届出債権（省略）

２　権利の変更

⑴　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、督促手数料（開始決定後に発せられる督促状に係る督促手数料を含む。）及び加算金（中略）、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（中略）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（中略）（ただし、いずれも更生会社に法令上の納付義務があるものに限る。）については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を受ける。

⑵　同表記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）までの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑶　同表記載の債権のうち、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑷　前記⑴及び⑵については更生計画認可決定時に、前記⑶についてはその延滞金等に係る本税等の完納時に、各免除を受ける。ただし、前記⑴について徴収権者の同意を更生計画認可決定時以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

３　納付方法

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち「納付額」欄記載の債権について（ただし、各徴収権者による免除の同意が必要な部分について、同意（全部又は一部）が得られないときは、当該同意を得られない額であって、更生会社に法令上の納付義務がある部分を付加する。）、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。

４　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が同表に記載されたものとみなして、前記１から３までの定めを準用する。

第３節　一般更生債権

第１　確定債権（省略）

第２　弁済金額、弁済方法及び権利の変更

１　弁済金額及び弁済方法

元本等更生債権は、以下の区分に従って弁済率を乗じた額の合計額（別表７【一般更生債権弁済計画表】の「弁済額」欄記載の金額）について、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

元本等更生債権の額／弁済率

ア　10万円以下の部分／100％

イ　10万円を超える部分／1％

２　権利の変更

元本等更生債権のうち弁済後の残額及び開始後利息等については、各一般更生債権について、それぞれその弁済を完了した日に全額免除を受ける。

第４節　権利変更と弁済に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における管財人事務所において行う。

ただし、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済できる。この場合の振込手数料は、更生会社の負担とする。

また、租税等の請求権の納付は、徴収権者の指定する場所・方法において行う。

弁済日又は納付日が銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済又は納付を行う。

２　更生債権等の放棄、取下げの扱い

更生債権等の一部の放棄又は取下げがなされたときは、本更生計画の弁済金額、弁済方法及び権利の変更の定めは残債権額を基準として適用する。

３　端数処理

更生債権等の弁済金額の計算において生ずる１円未満の端数は、別段の定めがある場合を除き、これを切り上げる。

４　債権譲渡等の取扱い

開始決定日以降、更生債権等の譲渡又は移転がなされたときは、本更生計画の弁済金額、弁済方法及び権利の変更の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転の場合には、各更生債権者等がその債権額で移転後の各弁済金額を按分取得し、免除額を按分負担する。按分計算にあたり生ずる１円未満の端数は、その弁済金額を基準に少数第１位を四捨五入する。

なお、本章、第３節、第２、１記載の「ア10万円以下の部分」とは、一部譲渡又は一部移転の前の合計額のうち10万円以下の部分を称するものであるから、各更生債権者等に各10万円以下を割り当てるものではない。

５　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済及び納付には、利息及び損害金を付さない。

６　弁済金の支払債務と更生会社保有の債権の相殺

管財人は、更生債権者等に対して弁済期が到来済みの債権を有するときは、当該債権を自働債権、本更生計画に基づき負担する支払債務を受働債権として対当額にて相殺することができる。

７　弁済充当

更生債権等の弁済については、更生債権者等と別段の合意を締結した場合を除き、損害金、利息、元本の順（同種の債権は発生の古いものの順）による充当を指定する。

第５章　未確定更生債権等の措置（省略）

第６章　担保権の措置（省略）

第７章　弁済資金の調達方法（省略）

第８章　共益債権の弁済等（省略）

第９章　会社の措置

第１節　株主の権利変更等

第１　株式の取得

更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数

発行済株式の全て

⑵　更生会社が株式を取得する日

更生計画認可決定日

⑶　取得の対価

無償

第２　自己株式の処分

１　自己株式の処分

更生会社は、以下のとおり新たに払込みを受けてその有する自己株式を処分する。

⑴　処分する自己株式の数

１株

⑵　処分する自己株式１株当たりの払込金額

１円

⑶　払込期日

更生計画認可決定日

⑷　処分する自己株式を引き受ける者（総数引受契約による）

管財人（１株）

２　管財人が取得した株式の取り扱い

管財人が、前記１の定めに従って取得した株式を第三者に譲渡するには、更生裁判所の許可を得なければならない。

第２節　更生会社の解散
第１　更生会社の解散
　更生会社は、更生計画認可決定日に解散し、清算株式会社となる。
第２　清算人
１　清算人の選任
　前記第１により解散する更生会社の清算人は、下記の管財人とする。
記
清算人の氏名　山　本　幸　治
２　清算人の任期
　清算人の任期は、更生会社について清算が結了する時までとする。
３　清算人の補充又は増員
　任期内に清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、更生裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、変更又は補充により選任された清算人の任期は、前任者と同期間とし、増員により選任された清算人の任期は、他の清算人の残任期間と同期間とする。
４　清算人の報酬
　清算人の報酬は、更生裁判所の許可を得て管財人が決定する。
第３　清算結了
　更生会社の清算は、本更生手続終結決定の時をもって結了する。
第１０章　その他必要的記載事項等（省略）
別表１乃至９（省略）

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

愛知県刈谷市高津波町一丁目三一〇番地

（甲）合同会社エルアールイー

代表社員　瀬田　正一

愛知県刈谷市高津波町一丁目三一〇番地

（乙）合同会社トム・ソーヤ開発

代表社員　瀬田　正一

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　二〇七頁（号外第二一五号）

令和八年五月十四日

京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町六八〇番地

（甲）株式会社ハウスドゥ販売管理

代表取締役　冨永　正英

京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町六八〇番地

（乙）株式会社京葉ビルド

代表取締役　冨永　正英

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社Ｍ Plants Consulting（乙、住所東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号）の介護業界向け業務効率化支援事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです（甲は、旧商号の株式会社プログレスとして開示しております）。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　六十三頁（号外第八十七号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　九頁

令和八年五月十四日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号

株式会社ディーモ

代表取締役　黒田　寛樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により、乙の社債に関連する負債及び契約並びに乙の甲に対する当該負債の合計額に相当する金額の貸金債権を甲が承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　一一一頁（号外第四十一号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十四日

東京都中央区京橋二丁目九番二号

（甲）ロジスティードホールディングス

株式会社

代表取締役　社長執行役員（ＣＥＯ）　中谷　康夫

東京都中央区京橋二丁目九番二号

（乙）ロジスティード株式会社

代表取締役　会長兼社長執行役員（ＣＥＯ）　中谷　康夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館及び料理店経営事業並びに土産品、食料品販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十四日

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯五〇五番地

（甲）株式会社岡田旅館・和楽亭

代表取締役　岡田　純平

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯五〇五番地

（乙）有限会社岡田旅館

代表取締役　岡田　昇

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するカネフジ株式会社（住所名古屋市千種区西山元町二丁目一三番地の四）に対して当社の愛知県不動産に関連する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十四日

名古屋市千種区西山元町二丁目一三番地の四

カネフジ有限会社

代表取締役　加藤　正明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＢＯＫＥとします。効力発生日は令和八年六月十六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

東京都港区三田二丁目一七―二九オーロラ三田八〇三

合同会社マウンテンフィールド

代表社員　山田　裕貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

東京都八王子市下柚木二丁目二九番地二

ｎ．ｐｌａｎｎｉｎｇ合同会社

代表社員　永田　康成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

東京都足立区竹の塚三丁目一七番六―三〇五号

合同会社ＫｕＲｏＲａ

代表社員　飛岡　叡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は藤沢機器株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

神奈川県藤沢市川名一丁目一一番四二号

合資会社藤商事

代表社員　内田　政孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号　アルティメイト名駅１ｓｔ二階

ｆｌｅｘｉｅ合同会社

代表社員　芝田　敦史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

大阪府大阪市北区鶴野町三番九―一七一〇号

合同会社ＧＯＯＤ　ＴＡＸ

代表社員　細見　卓矢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

北海道上川郡東神楽町北一条西一丁目四番二八号

オルタナイト合同会社

代表社員　小島　茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　六十四頁（号外第一七七号）

令和八年五月十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

住商ベンチャー・パートナーズ株式会社

代表取締役　山木　英裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千六百三十六万四千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年六月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十四日

東京都文京区小石川一丁目四―一

株式会社ＪＤＳＣ

代表取締役　加藤　聡志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二一一頁（号外第二一七号）

令和八年五月十四日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二

Ｂｅ　Ｄｏｃｔｏｒ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社　代表取締役　和田　裕靖

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百万円（うち資本準備金とする額二百万円）減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十四日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一九番一二号横浜スカイビル二〇階

Ｒｅｔｕｒｎｓ株式会社

代表取締役　永井　好明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　九十五頁（号外第九十四号）

令和八年五月十四日

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号

ラボ・デザインシステムズ株式会社

代表取締役　松村　勝弘

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする株式会社ムトウ（東京都北区神谷一丁目一八番四号）との株式交換により増加する予定の資本準備金の額を金六千三百八万二千百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した事業年度はありません。

令和八年五月十四日

東京都北区神谷一丁目一八番四号

株式会社ムトウホールディングス

代表取締役　武藤　健一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千一万円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十四日

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階

ＫＳＪ２―２株式会社

代表取締役　町田　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十四日

東京都中央区日本橋本町三丁目七番二号

株式会社エアーポートカーゴサービス

代表取締役社長　小池　健治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十四日

東京都大田区西糀谷三丁目二二番一九号

光興業株式会社

代表取締役　光田　健二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十四日

富山県砺波市安川七八七番地

デンカ生コン株式会社

代表取締役　酒井　基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十四日

長野県木曽郡南木曽町読書一七五〇番地

株式会社勝野木材

代表取締役　勝野　智明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十四日

兵庫県姫路市飾磨区中島四一四番地

大同カロライズ工業株式会社

代表取締役　篠原　哲郎

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式千株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー　R3株式会社

代表取締役　糸木　悠

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるキニグレン　マンスフィールドが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月十四日

仙台市青葉区南吉成六丁目七番地一四

有限会社インテリジェント・ソフトウェア・ソリューションズ

日本における代表者

キニ　グレン　マンスフィールド

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル二一階

65KRZ　Japan，LLC

日本における代表者　石田　泉

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和八年三月三十一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府岸和田市大町四七五番地

株式会社スーパーサンエー

確定給付企業年金清算人　福井加良子

訂正公告

令和八年四月二十八日（号外第九十九号）掲載の解散公告中、住所「茨城県鉾田市汲上一一二七番地の三」とあるは、「茨城県鉾田市汲上一〇七九番地の三」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十四日

茨城県鉾田市汲上一〇七九番地の三

有限会社大洋タクシー

清算人　飯塚　圭子

訂正公告

令和八年四月一日掲載の左記会社に係る合併公告中、「(甲) https://www.decurret-dcp.com/company/koukoku.html」とあるは「(甲) https://about.decurret.com/」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十四日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

(甲) 株式会社ディーカレットホールディングス

代表取締役　村林　聡

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

(乙) 株式会社ディーカレットDCP

代表取締役　平子　恵生

取消公告

令和八年一月十三日（号外第六号）六十四頁掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和八年五月十四日

岡山県備前市日生町大多府一三九番地

(甲) 株式会社松和汽船

代表取締役　松井宏一郎

岡山県備前市日生町大多府一三九番地

(乙) 有限会社パインリンク

代表取締役　松井美枝子

正　誤

令和八年四月八日（号外特第二十二号）官庁報告欄官庁事項の部人事院公示第十八号（人事院規則二―一二（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、平成十三年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件）

（印刷誤り）

二二三ページ下段改正後欄一三行目及び改正前欄一五行目「(略)」を削る。

令和八年四月八日（号外特第二十二号）官庁報告欄官庁事項の部人事院公示第二十二号（人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、令和四年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件）

（印刷誤り）

二二四ページ下段改正後欄及び改正前欄四行目「(略)」を削る。

令和八年四月八日（号外特第二十二号）官庁報告欄官庁事項の部人事院公示第二十一号（人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二二四	下	終りから一	4月8日	4月1日